

大休悟由禪師小傳



019714-000-7

特16-683

大休悟由禪師小傳

高井 宏道 / 編

M42.7

ABG-0517



勅特賜性海慈船禪師永平寺第六十四世

悟由大和尚小傳

禪師諱は悟由大休と號し、別に六湛と稱す、考盛田常

州知多郡太谷村に生る、天資聰敏、塵俗を喜はず、七歳の

春、父母に請ひて出家し、名古屋大光院泰門和尚を禮し

て沙彌と爲り、翌年三月十二日を以て得度す、爾來、和尚

に隨侍して業を受く、弘化四年の夏、和尚紀州に行化し、

歸途病に罹り、勢州山田町信者の宅に療養し、竟に遷寂

す、歸葬の儀畢るや、禪師去て勢州飯高郡殿村大福寺に

す、歸葬の儀畢るや、禪師去て勢州飯高郡殿村大福寺に

尾明 42 7 2

内交

二
投し月定和尚に參侍すること二歳、嘉永二年、法兄名古屋禪芳寺膺拳和尚の寂に遭ふて歸省し、其の後住正道和尚を補佐し、錫を同寺に駐むること二歳、嘉永四年の春、孤錫双鞋行脚の途に上り、道を四方に詢ふこと幾んと五春秋、禪餘内外の典籍を涉獵す、安政二年江戸に出て、錫を駒込吉祥寺に掛く、時に奕堂和尚上州前橋龍海院に在り、道聲遠近に聞ゆ、禪師其の徳風を欽慕し、翌年正月を以て和尚に謁す、一見の下針芥相投し、情師資の如し、爾後、參隨十有八年、敲唱雙舉し、形影相從ふの觀あり、安政四年の秋、和尚加州金澤天徳院に轉住す、禪師亦

た隨ふ、萬延元年の夏其の首座に任せらる、時に年二十七、八月二十八日名古屋に歸省し、陽泉寺天瑞白龍和尚の室に入りて嗣法し、釋尊八十一代の祖位を繼承す、白龍和尚は授業師泰門和尚の法嗣にして、禪師の法兄なり、元治元年三月五日大本山總持寺に瑞世し、三月十九日參内綸旨を拜戴す、慶應三年十月金澤龍徳寺に首先住職す、明治三年奕堂禪師の大本山總持寺に視篆するや、常に侍者の任に當り、最も補弼に努め、傍ら四來の請に應し二利の莊嚴暫くも休すること無し、明治六年四月金澤玉龍寺席を虛ふす、乃ち禪師を懇請して之れに

主たらしむ、此夏法幢を建立し、丕に宗風を振ふ、尋て石川縣曹洞宗の教導取締を命せらる、明治八年の春、金澤天徳院活宗和尚將さに院事を辭せんとし、禪師を請して、後董を囑すること切なり、遂に之れに應し、四月二日晋院の式を擧ぐ、是より後、法筵繁興道俗風に趨り、輪下の緇徒常に千指を下らす、四時應請席煖に違あらず、明治二十一年二月法式改正の委員長に任せられ、東京に寓すること八箇月、遂に宗門の法式を一定し、洞上行持軌範を編製す、明治二十四年永平寺琢宗禪師退休するや、禪師は末派の公選を以て後董に推さる、固辭するこ

と數次なれとも、懇請して已ます、其の九月十二日遂に席を紹介、時に年五十八、明治二十八年一月管長と爲る、爾後、總持寺貫首と隔年交番して管長の職に就く、其の年五月二十七日今上陛下勅して特に禪師號を賜ふ、後參内して恩を謝す、翌日晋山開堂の大禮を擧ぐ、闔國の緇素雲集して慶賀す、是より先き、宗門否運に屬し亂麻の觀ありしに、禪師苦辛經營し、總持寺樸仙禪師と協力して之を釐正す、明治三十四年總持寺穆山禪師と協議し、一宗の大會を開き、教學の擴張其他制度の改善を計り、是より宗門大に發展興隆の緒に就く、明治三十五

年四月を卜して開祖承陽大師六百五十回の遠忌を永平寺に豫修する爲め、佛殿僧堂瑞雲閣等を改築し、及ひ諸堂を營繕し、又佛器法器什器等を新調し、山門爲めに一新す、尋て豫期の如く大遠忌を修行すること三週日、道俗の參拜日に萬を以て算す、其の盛況未曾有と稱す、事 天聽に達し、思召を以て、開祖眞前に「承陽」の勅額を賜ふ、參内 天恩の優渥なるを拜謝す、明治三十九年總持寺素童禪師と協力し、宗憲以下宗門百般の法規を改正し、綱紀大に振ふ、而して禪師住山以來親しく十方に應化し、足跡殆と海内に遍ねく、法身剛健、接化倦むこと

無し、禪師居常己を持すること嚴正、人を待つこと寛厚、威儀齊整、飲食節を慎しみ、一揆一拶、人皆な其の徳に化せざるはなし、而して明治維新上地の後、本山は境内地の外は隻地寸土を有せさりしに、禪師の世に至りて、香積の資料として、田地を有すること約二十餘町歩、山林を有すること約百餘町歩に及ぶ、是れ亦た其の盛徳の一斑を窺ふに足る、且つ明治六年の冬戒師となり能州昌樹寺に應請より戒場を啓建すること二百八十餘會、受菩薩戒の弟子幾んと二十萬人、又開山第一祖と爲りて、新創せし梵刹は、其の數既に十有二の多きに至る、是

れ皆な累徳の致す所なり

明治四十二年六月廿七日印刷
明治四十二年七月一日發行

編輯者兼
發行者

高井宏道

東京市芝區芝公園五號地十番

印刷者

太田音次郎

東京市京橋區西紺屋町二十六七番地

印刷所

英舍
株式會社 秀

東京市京橋區西紺屋町二十六七番地

2A-77